

医師資格証の現状と 今後の展望について

2022年2月26日

日本医師会電子認証センター

矢野 一博

Agenda

1. HPKIについて(改めて再確認)
2. 医師資格証について(日医の取り組み)
3. その他

Agenda

1. HPKIについて(改めて再確認)
2. 医師資格証について(日本医師会の取り組み)
3. その他

HPKIの歴史

平成15年

- ・医療情報ネットワーク基盤検討会(厚生労働省)設置

平成16年

- ・医療情報ネットワーク基盤検討会最終報告書とりまとめ

平成17年

- ・保健医療福祉分野PKI認証局証明書ポリシー(署名用)策定
- ・保健医療福祉分野における公開鍵基盤認証局の整備と運営に関する専門家会議(厚生労働省)設置

平成18年

- ・保健医療福祉分野PKI認証局証明書ポリシー準拠性審査報告書様式公開
- ・厚生労働省HPKIルート認証局構築・運営事業開始

平成19年

- ・保健医療福祉分野PKI認証局 認証用(人)証明書ポリシー策定
- ・MEDISがHPKI認証局として厚労省ルート認証局のサブCAとして運用開始(署名用証明書)

平成21年

- ・保健医療福祉分野PKI認証局 認証用(人)証明書ポリシー策定
- ・保健医療福祉分野PKI認証局 認証用(組織)証明書ポリシー策定
- ・日本医師会がHPKI認証局として厚労省ルート認証局のサブCAとして運用開始(署名用証明書)

平成25年

- ・日本医師会が日医認証局を運営する内部附属機関として電子認証センターを設置

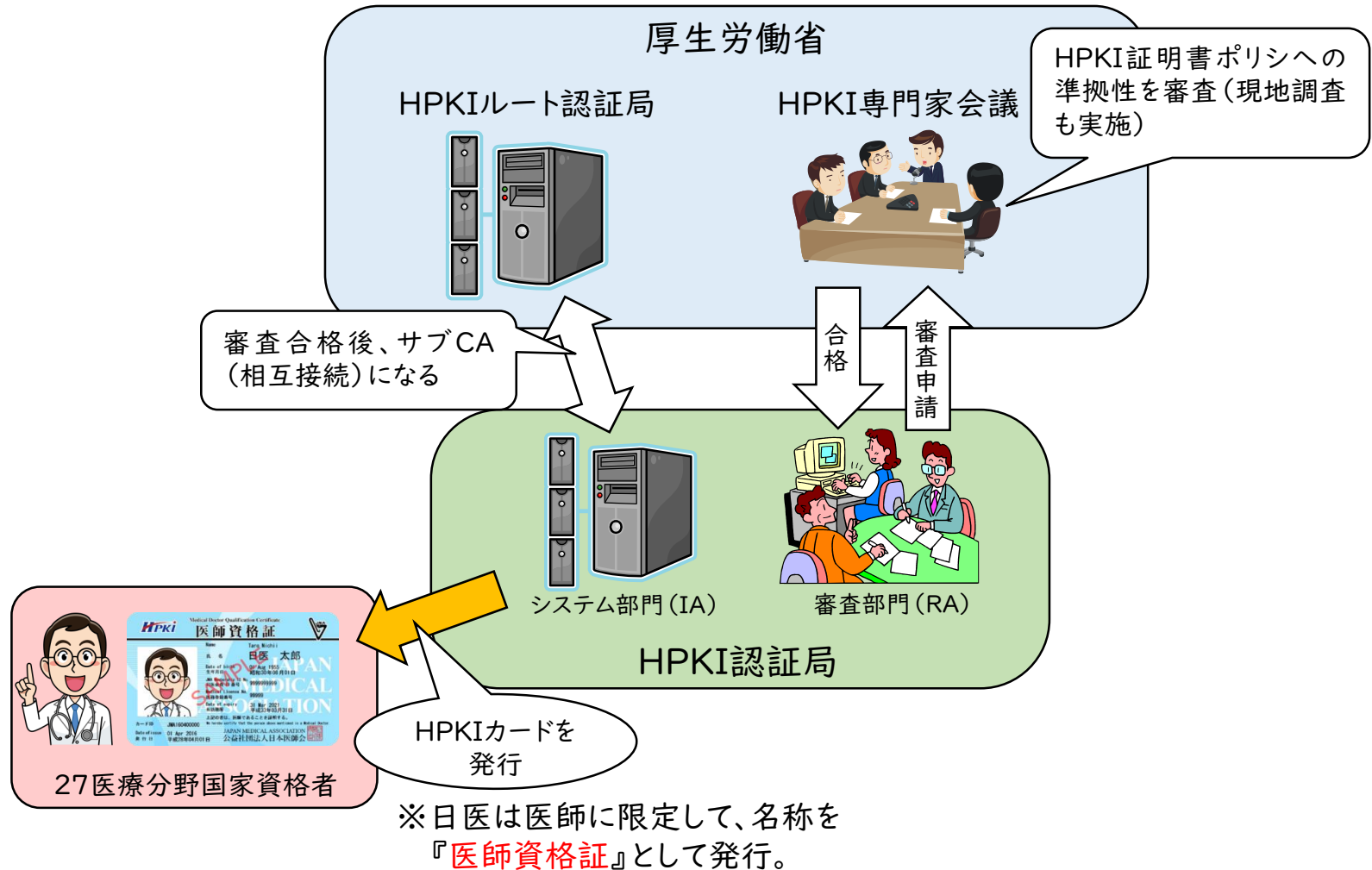
平成26年

- ・日医電子認証センターが署名用証明書、認証用証明書一体型のICカードとして医師資格証を発行開始

~令和3年

- ・運用実態に合わせて、証明書ポリシーを適宜改定(最新版:署名用1.7版、認証(人)用1.6版、令和3年3月改定)

HPKI認証局の枠組み

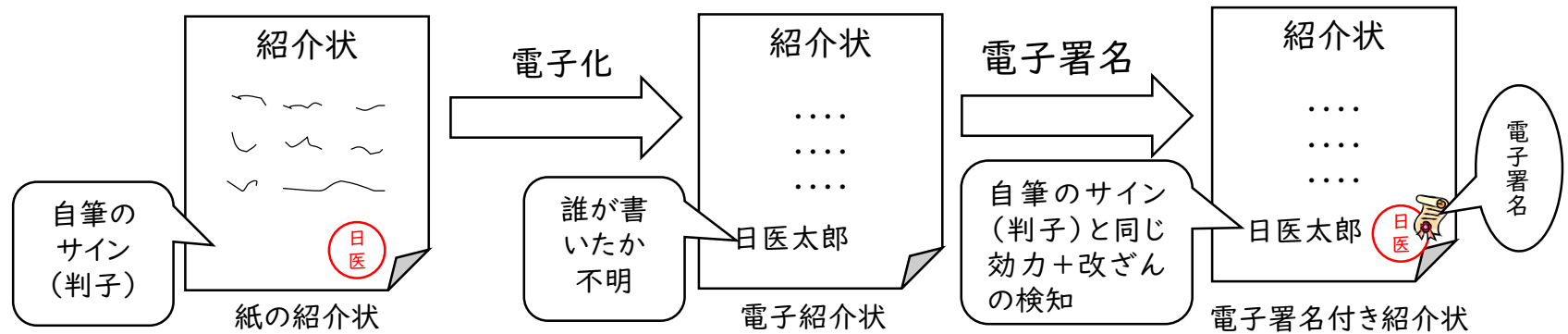


HPKI認証局は、厚生労働省が定める「保健医療福祉分野PKI認証局 証明書ポリシー」に則って運営される認証局です。基準を満たしていることの審査に合格すると、厚生労働省ルート認証局のサブCAとなり、HPKI認証局となります。

HPKIの使い方～電子署名と認証～

1. 電子署名

コンピューターで紹介状、診断書、主治医意見書、処方箋など、医師の署名・捺印の必要な文書を作成した場合に利用。電子署名することで、紙に印刷して署名・捺印しなくてもよくなります。電子的な署名の効力は電子署名法、電子的な文書の取り扱いはe-文書法で保証されています。また、もう一つの効果として「改ざんの検知」もできるようになります。

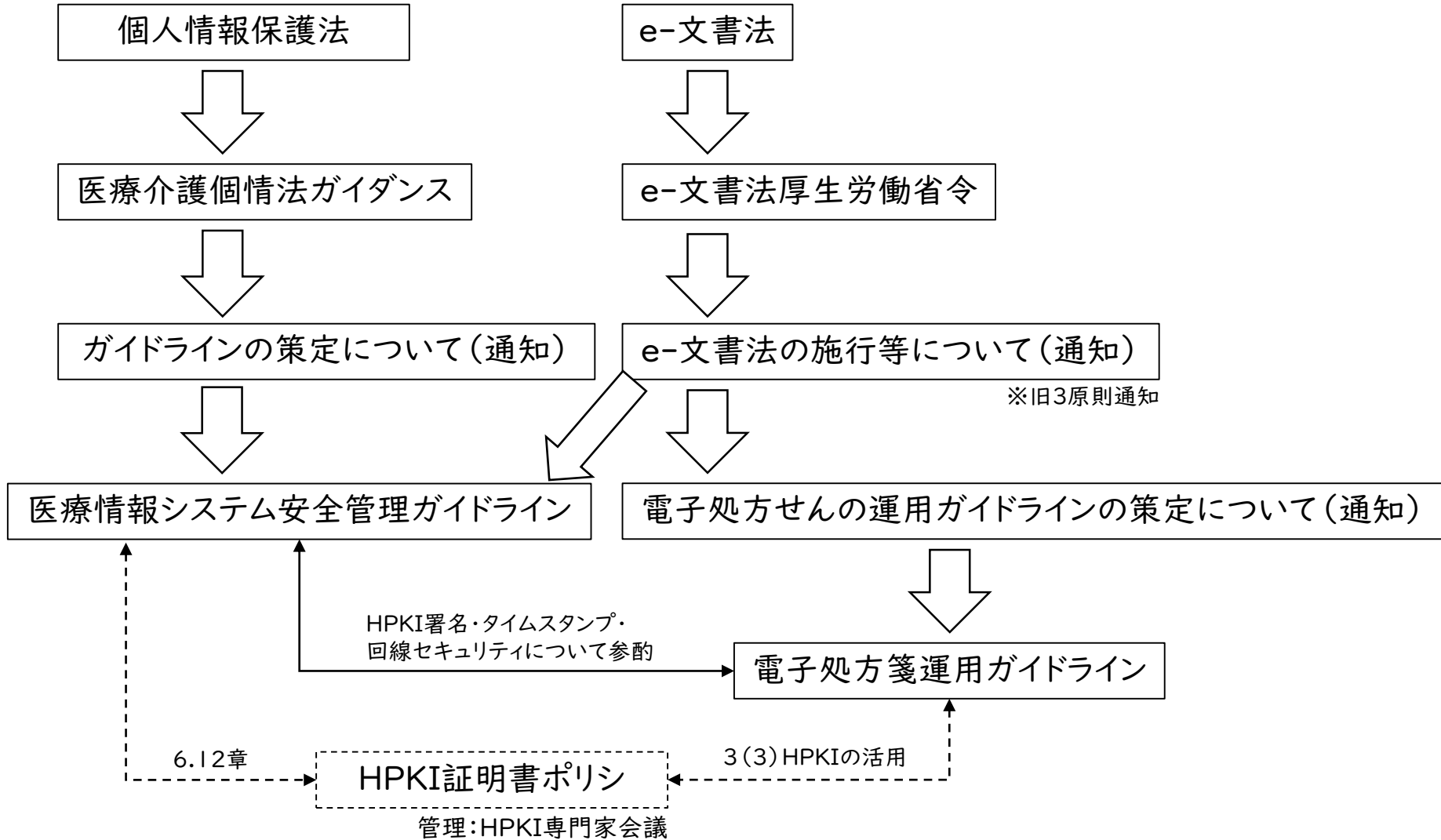


2. 認証

例えば、地域医療連携では、ネットワークを通じて(非対面で)本人の確認が必要になります。特に、カルテや連携パスの情報を閲覧する場合は、医師であることの確認が必要であり、その時に認証を使います。



HPKIの位置付け



医療情報システムや電子処方箋のガイドライン、診療報酬の加算要件等、様々なところでHPKIに触れられているが、その根本となる「HPKI証明書ポリシー」は、医政局長諮問機関の「HPKI専門家会議」で管理・メンテナンスされている。証明書ポリシーを省令や通知など、何らかし位置付けを明確化する必要があるかもしれない。

Agenda

1. HPKIについて(改めて再確認)
2. 医師資格証について(日本医師会の取り組み)
3. その他



医師資格証について

- | | |
|--------------|--------------------------------|
| ① 名称 | 日本医師会が発行する医師を対象としたHPKIカード |
| ② HPKIカード ロゴ | 三師会 + MEDISが発行するHPKI準拠カードの共通ロゴ |
| ③ 保有者顔写真 | カード保有者の顔写真 |
| ④ 保有者の情報 | 姓名・生年月日・日医会員ID・医籍登録番号 |
| ⑤ カード有効期限 | 有効期限は、カード発行日から5回目の誕生日 |
| ⑥ カードIDと発行日付 | カードIDと発行日付 |
| ⑦ ICチップ | 電子証明書を格納するためのICチップ |

※その他、偽造防止のための物理的対策（ホログラムやマイクロ文字）も施している。

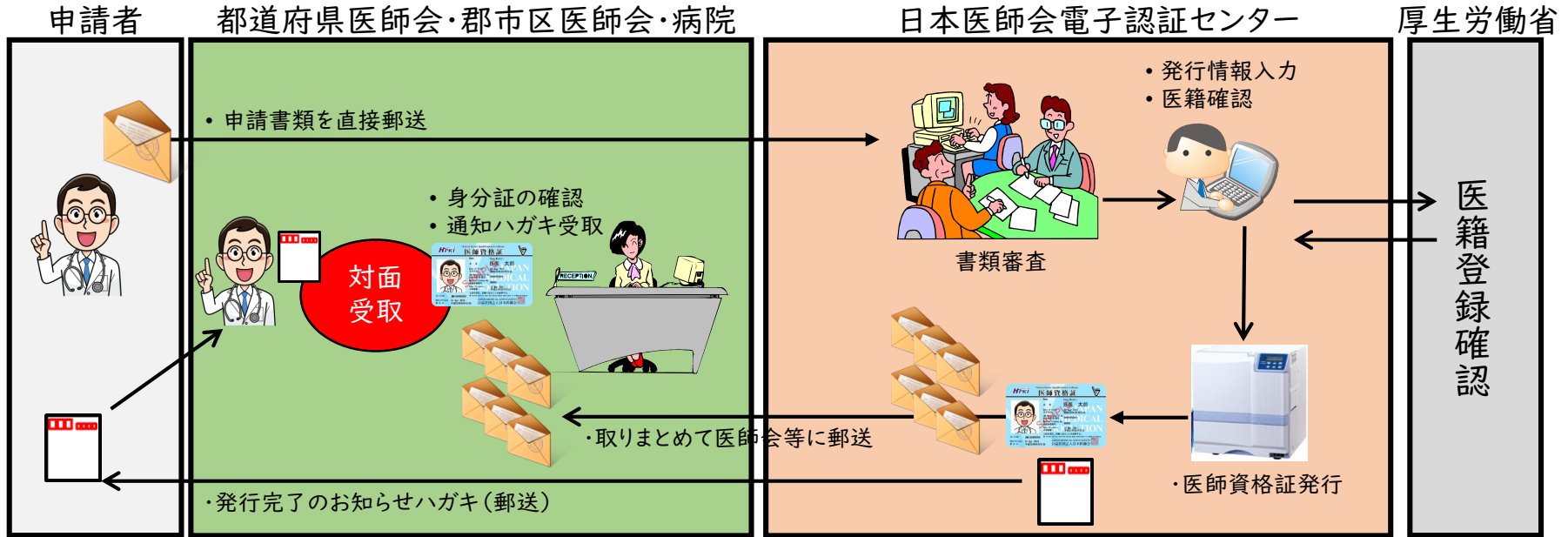


医師資格証とマイナンバーカード

		医師資格証	マイナンバーカード
券面・発行者		 <p>(表) (裏)</p>	 <p>(表) (裏)</p>
		発行者: 日本医師会	発行者: 市区町村長
表面	主な記載事項	<ul style="list-style-type: none"> 氏名 生年月日 日医会員ID(会員の場合) 医籍登録番号 有効期限 	<ul style="list-style-type: none"> 氏名 住所 性別 生年月日 有効期限
	証明事項	<p>本人であることに加えて「医師」であること</p> <p>※公的な証明力は、厚労省通知(採用時の提示)の範囲</p>	<p>本人であること</p> <p>※公的身分証明書</p>
ICチップ(裏面)	格納情報	<p>電子証明書(電子署名用・認証用)</p> <p>※フリー領域あり(現在は未使用)</p>	<p>電子証明書(電子署名用・認証用)</p> <p>顔写真データ</p>
	証明事項	<p>電子的に本人であることに加えて「医師」であることの証明。</p> <p>医師等の業務のために利用可能。</p>	<p>本人であること。</p> <p>行政手続きに利用可能。</p>
有効期限	券面および電子証明書(ICチップ格納情報)、いずれも5年	券面は10年、電子証明書(ICチップ格納情報)は5年	

住基カードの時から、国民に厳密な認証を求めるのであれば、より厳密性が求められる医療情報を提供する医療資格者の認証がないのは著しくバランスを欠くという考えから検討が始まり、実現している仕組みがHPKI。

医師資格証発行までの流れ



【申請時の書類】

1. 医師資格証発行申請書(顔写真貼付)
2. 医師免許証コピー
3. 身分証コピー(受取時は原本提示)
4. 住民票の写し原本(コピー不可)

※ いずれかの書類に旧姓が記載されている又は旧姓併記希望の場合は旧姓がわかる公的書類も合わせて提出。

5. (例) 戸籍謄(抄)本、全部(個人)事項証明書

姓名併記は旧姓と特別永住者の通名のみペンネーム・芸名等は併記不可

身分証(下記のいずれか1点)

- ① 日本国旅券(有効期限内のもの)
- ② 自動車運転免許証(有効期限内のもの)
- ③ 運転経歴証明書(平成24年4月1日以降発行のもの)
- ④ 住民基本台帳カード 写真付き(有効期限内のもの)
- ⑤ マイナンバーカード(有効期限内のもの)
- ⑥ 官公庁職員身分証(張替防止措置済み・写真付き)

【受取時の書類】

1. 発行完了通知ハガキ(提出:要自署)
2. 身分証原本(提示)

医師資格証の利用シーン

医師資格証ご利用シーン

身分証としての利用シーン

ITでの利用シーン



採用時の 医師資格確認

医療機関等の採用時に医師免許証と同様に医師資格証の提示による資格確認も新たに認められました。

(公益社団法人日本医師会が発行する医師資格証の提示による医師の資格確認について「医業医業法18第1号 平成29年12月18日」今回は医師の採用時という用途になっていますが、今後、医師資格証による資格確認を、より広く様々な場面でできるように、各方面へ働きかけを進めていく予定です。



緊急時の身分証

災害時等緊急時に券面の提示によって医師であることを示すことができます。日本医師会では、JMAT等、災害時における医療チーム派遣時にも医師資格証の携帯を推奨しています。



JAL DOCTOR 登録制度

JALグループ便機内で急病人や怪我人が発生し、医療援助が必要となった場合、登録いただいた医師の方へ客室乗務員が直接お声掛けをさせていただきます。この制度に申し込みの際、医師資格証が必要になります。

(登録および現場対応は任意となります)



講習会受付

生涯教育制度、認定医制度、かかりつけ医機能研修制度等、各種研修会で「医師資格証向け出欠管理システム」が導入されている医師会では、カードをかざすだけで受付を行うことができます。



ログイン認証

地域医療連携ネットワーク・ASP電子署名システム・医師資格証ポータル・プロフィール表示サービス・HPKIカードドライバダウンロード等へのログイン認証に用いることができます。



HPKI電子署名

電子化された医療情報文書に対して、診療情報提供加算の要件の一つであるHPKI署名を付与することができます。電子認証センターで提供している「医師資格証 電子署名システム」と他社ベンダー様で提供しているHPKI電子署名ソフトでご利用いただけます。



研修会受講履歴 単位管理

「医師資格証ポータル」にログインすることで、受講した研修会の履歴や単位管理を行うことができます。※ 所属の都道府県医師会が「全国医師会研修管理システム」を導入しており、そこで受講実績が確定されたものが表示されます。



MEDPost (文書交換サービス) の利用

MEDPost(文書交換サービス)のログイン時、医師資格証が必要となります。MEDPostは日本医師会ORCA管理機構が提供しているサービスです。

医師資格証は「身分証」としての利用と「IT」での利用ができる

医師採用時の医師資格証の利用



医政医発1218第1号
平成29年12月18日

各都道府県医務主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医事課長



公益社団法人日本医師会が発行する医師資格証の提示による
医師の資格確認について

医師の資格確認については、無資格者による医業を防止する観点から、「医師及び歯科医師の資格確認の徹底について（通知）」（平成24年9月24日付け医政医発0924第1号、医政歯発0924第2号厚生労働省医政局医事課長、歯科保健課長通知）において、医師の採用時における免許証及び卒業証書の原本の確認等の徹底をお願いしてきたところです。

今般、公益社団法人日本医師会からの依頼に基づき、当団体が発行する医師資格証について、厚生労働省医政局医事課において医籍との照合を実施し、登録事項（氏名、生年月日、医籍登録年月日、医籍登録番号）を確認するとともに、今後新規に発行される医師資格証についても、同様の照合を実施することとしております。

また、医師資格証の発行に際しては医師免許証の原本確認も行っている点も踏まえ、今後は採用時における医師の資格確認に当たって、医師資格証による資格確認も可能としますので、当該取扱について関係者、関係団体等に周知をお願いいたします。

なお、医師法第30条の2の規定に基づき、厚生労働省ホームページ上に医師等の資格確認を行うための「医師等資格確認検索システム」（<http://licenseif.mhlw.go.jp>）を設けていることから当該システムを活用するとともに、必要に応じて医師免許証の原本提示も求め、引き続き適正な資格確認を行うよう、併せて周知をお願いいたします。

1.これまで、医師の採用時の資格確認には「医師免許証原本」を確認することとされてきました。

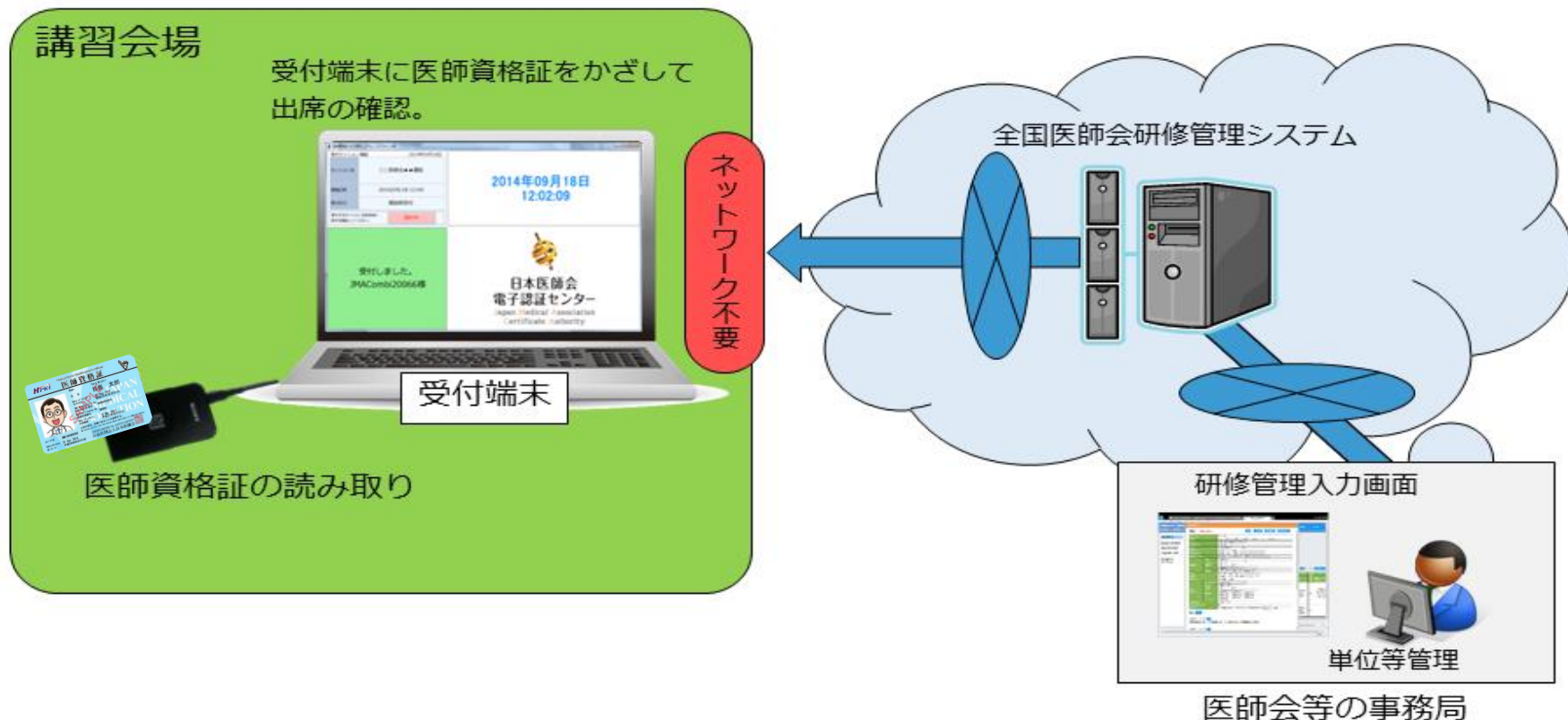
※ 医師及び歯科医師の資格確認の徹底について（医政医発0924第1号、平成24年9月24日）

2.一方、医師資格証はカード型で携帯性に優れ、顔写真付きで本人である確認も容易に行えるという機能性を持ったカードですが、前出の通知に則った医師免許証の代用とすることはできませんでした。

3.本通知が発出されたことで、採用時に医師資格証を提示することで『医師免許証と同様に医師資格を確認してもよい』ことになりました。

日医会館開催の研修会での医師資格証による受付

日医で開催される生涯教育の単位を取得できる研修会の一部では、医師資格証を用いた受付システムを併用して受付を行っているが、当該システムの利用を原則とする。



代議員会での医師資格証受付の導入

代議員会で、医師資格証での受付を導入する。そのため、既に都道府県医師会及び保有していない代議員への個別通知を実施。(令和2年10月22日)

(総298)(情シ32)
令和2年10月22日

都道府県医師会担当理事 殿

公益社団法人日本医師会

常任理事 松本吉郎

常任理事 長島公之



貴会選出本会代議員・予備代議員の医師資格証取得について（依頼）
— 医師資格証を用いた日本医師会代議員会における受付方法の導入 —

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、従来、本会代議員会の受付は、事前に郵送した通行証をもって行っておりましたが、令和3年3月28日（日）開催予定の次回（第149回日本医師会臨時）代議員会より、医師資格証を用いた受付方法を基本とすることに変更いたします。

これは、受付方法の簡素化と効率化を推進し、代議員各位の利便性向上及び事務負担の軽減を図るなかで、新型コロナウイルス禍における三つの密の回避に資するとともに、医師資格証の普及拡大にもつなげていくことを目的とするものです。

医師資格証を用いた受付方法の具体的な運用につきましては、詳細が決まり次第、改めてご案内いたしますが、貴会におかれましては、次回代議員会に先んじて、貴会選出の本会代議員・予備代議員に漏れなく医師資格証を取得いただくよう、特段のご理解とご協力を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

なお、令和2年10月12日現在で、医師資格証をお持ちでない代議員・予備代議員のリストは別添の通りです。

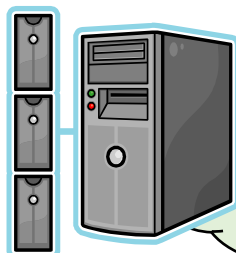
また、当該者に対し、本会からも直接、医師資格証の取得依頼を通知（別添）しておりますことを、念のため申し添えます。

医師資格証で自宅から受講履歴と取得単位の確認が可能



自宅

日本医師会
講習会出欠・単位管理
データベース



インターネット



医師資格証ポータル
Japan Medical Association Certificate Authority portal site

前回のログイン：2017/07/10 11:50:59
ログアウト

お知らせ Myプロフィール 情報開示設定 講座受講履歴

生員教育

生進教育

証明書印刷

2017年度 受講証明書出力 専門医共通受講証明書出力

学習単位 検索条件

取得単位 1.0 単位 受講日 2016/04/01 ~ 検索

取得CC 1 CC 講習会名 条件クリア

学習合計 2.0 単位取得方法 講習会・講習会・ワークショップ等

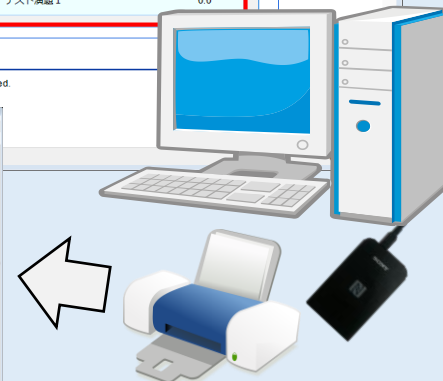
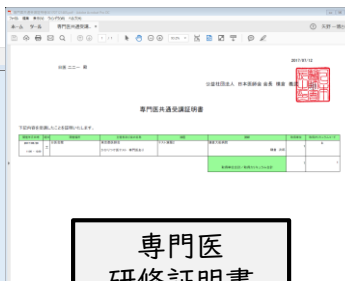
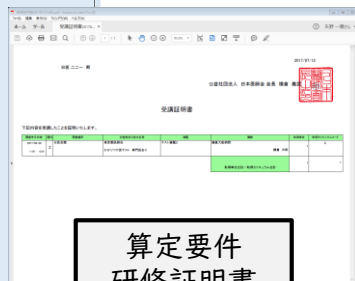
受講履歴

受講日	講習会名(講座名)	演題名(単位取得方法)	CC(単位)	単位数
2017/05/20 11:00-12:00	かかりつけ医テスト 専門医あり	テスト演題2	8(1.0)	1.0
2017/05/20 10:00-11:00	かかりつけ医テスト 専門医あり	テスト演題1		0.0

高画質印刷プレビュー

受講履歴

Copyright©2015 Japan Medical Association. All rights reserved.

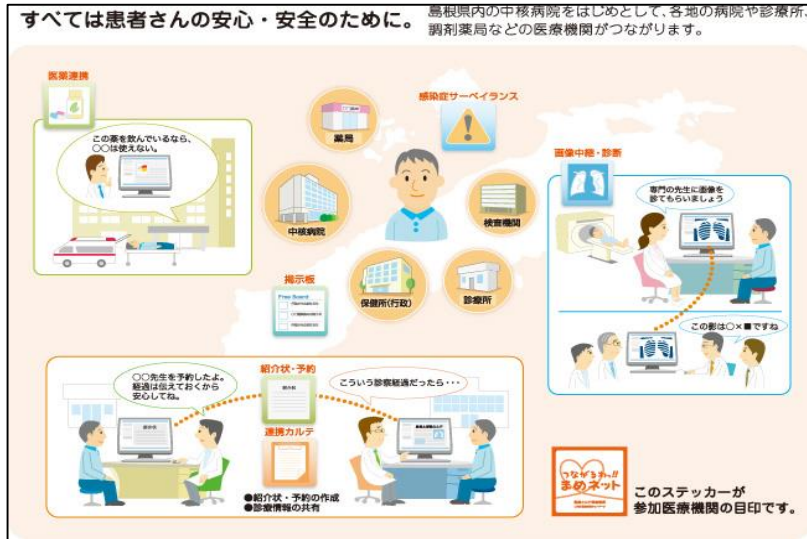


各種証明書の出力 (PDF) や印刷も可能

地域医療連携や自治体での利用

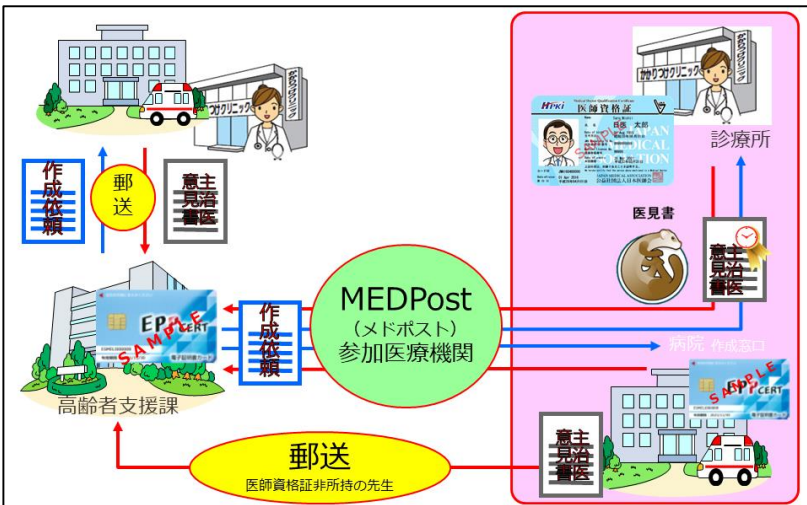
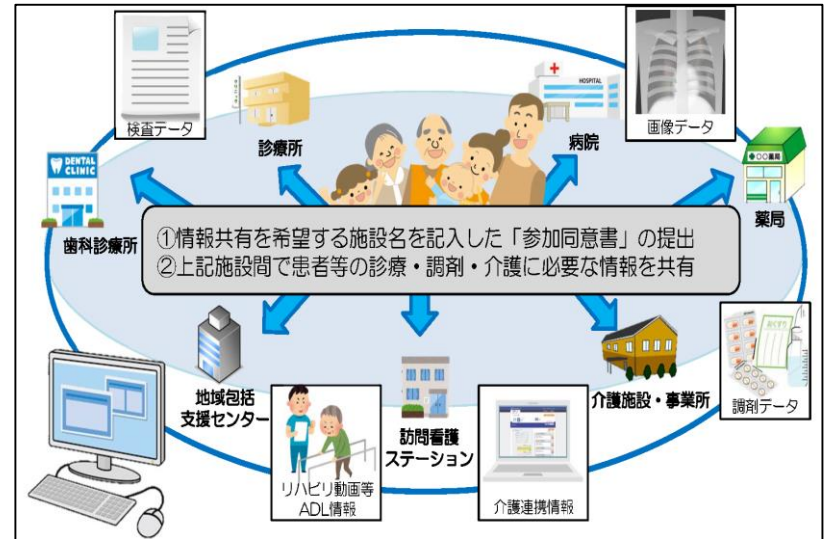
【島根県まめネット】

電子紹介状に医師資格証を用いた電子署名を付与。電子紹介状加算も算定。



【くまもとメディカルネットワーク】

ネットワークのログインに医師資格証を活用。医師認証をした上で情報閲覧・共有。



【山口県萩市】

介護保険の主治医意見書を電子化し、医師資格証の電子署名を付与。紙を用いない電子文書交換を実現。

更なる普及～医師資格証の全会員への発行に係る計画

第37回 常任理事会決定(2021年3月30日)

【基本方針】

これまでの任意保有による普及ではなく、「日本医師会会員」の証明として医師資格証を更新費用も含めて無料で発行し、全会員に保有してもらう。これに伴い日本医師会会員証は廃止する。また、新規医師免許取得者にも無料で発行する。

【方針に則った実施事項】

- 日本医師会館での利用を必須とする
代議員会の受付管理に加え、研修会の受付、今後設置するセキュリティーゲートの通行証に用いる。
- 都道府県医師会での利用促進
研修会の受付等で、日本医師会の実施事項と同様の対応を順次求めて行く。
- 非会員への普及促進(入会へのきっかけ作り)
年間利用料(6,000円)を廃止して、非会員への普及にも努めることで日本医師会との接点を作り、入会を促す。ただし、会員との差別化は必要なため、初回発行時と5年毎の更新時の発行費用5,000円はこれまで通り徴収する。
- 国・厚生労働省への強い働きかけ(医師総数の約3分の2が保有することを根拠に)

セキュリティゲートの設置 (2021年7月1日より稼働)



日医会館入口に医師資格証を通行証とするセキュリティ・ゲートを設置

全会員発行に向けた検証事業の実施(2021年6月から開始)

【概要】

医師資格証の全会員に向けた発行を実施するに先立ち、数か所の医師会の協力を得て、発行に係る様々な課題を検証するために実施。

【協力地域と実施内容について】

◆ 茨城県医師会

最も多く課題として指摘される「住民票の写し」の取得・提出の負担軽減を図るため、委任状を用いた日本医師会による代理取得による方式を検証。

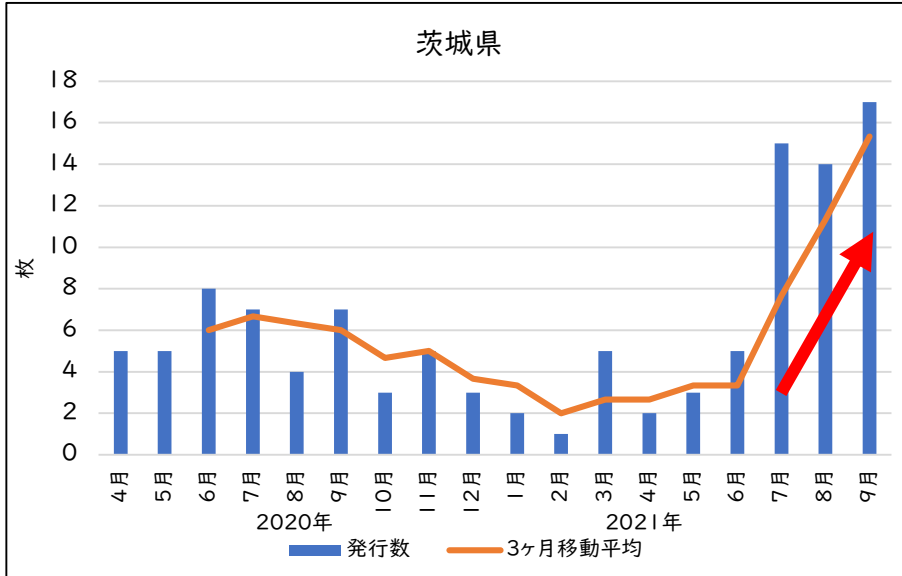
◆ 熊本県医師会

もともと申請について県医師会がとりまとめを実施していたことから、それをそのままに誕生日毎に申請書を送付して発行を進める方式を検証。

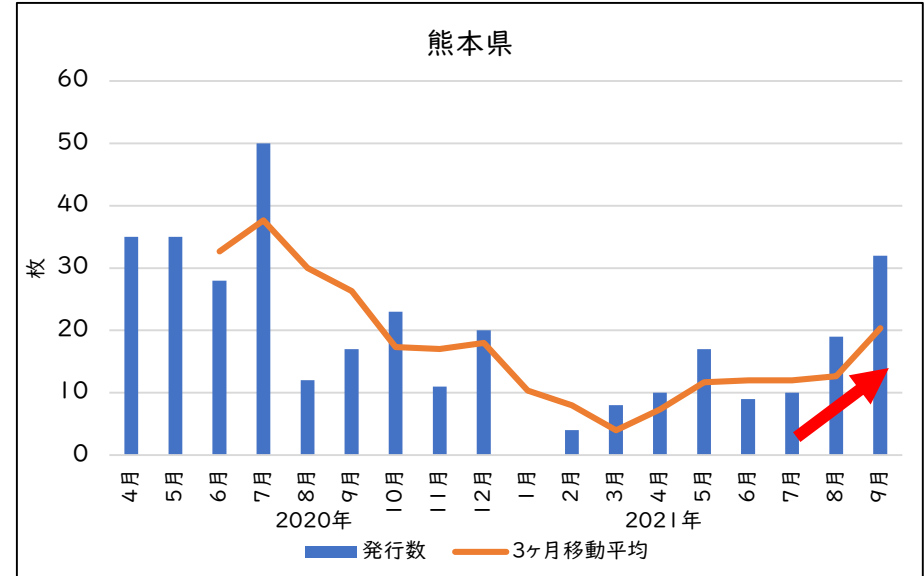
◆ 山梨県医師会

県の事業として、電子版かかりつけ連携手帳の普及を目指しており、その一環として医師の資格認証が必要となる。そのため、県下の医師全員に発行することを目指しており、非会員については発行費用を県が負担することで発行を進めている。

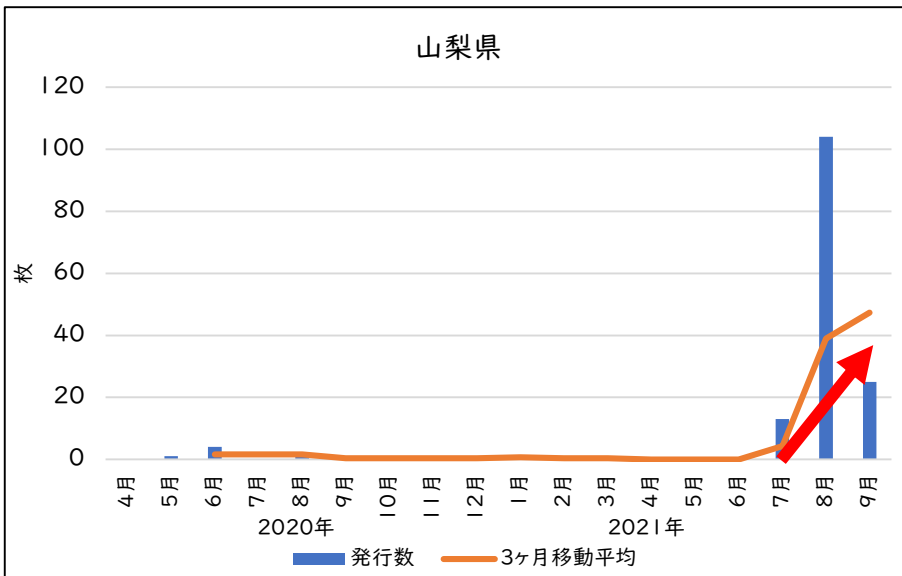
検証開始(7月)から3ヶ月間の発行推移(3ヶ月移動平均)



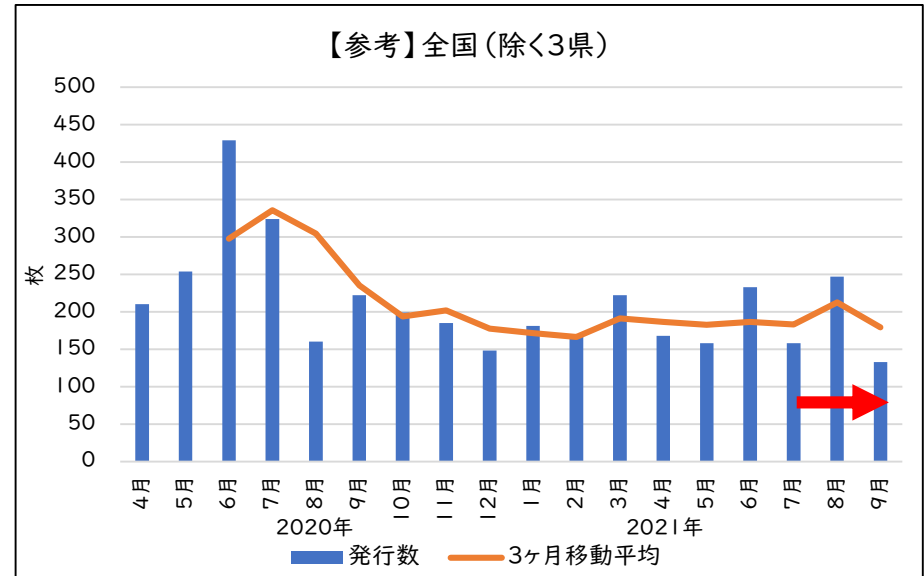
発行総数: 1,200枚(会員比率43.7%)



発行総数: 1,526枚(会員比率26.9%)



発行総数: 188枚(会員比率18.1%)

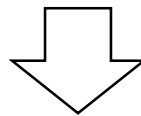


発行総数(2021/9/30集計): 19,207枚(会員比率10.1%)

まとめ

【検証事業開始後の推移】

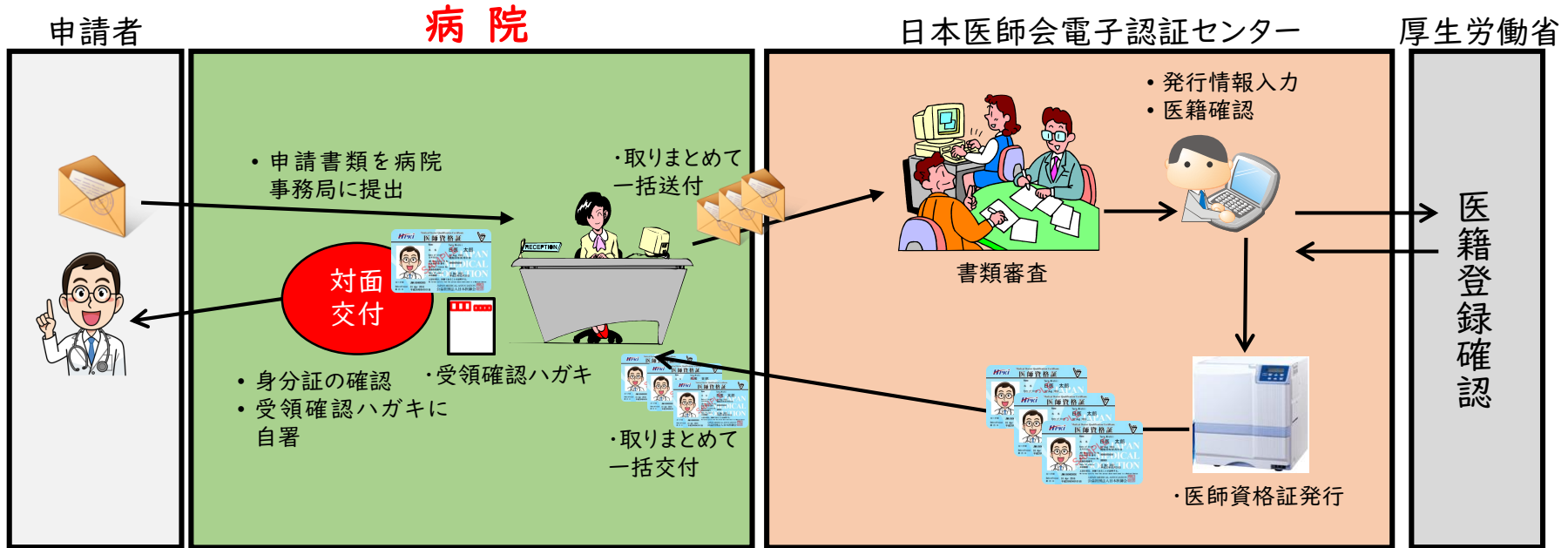
- 3ヶ月の移動平均で見ると、全国は横ばい傾向であるが、3県については増加傾向となった。
- その中でも、県の後押しのある山梨県は顕著に増加した。
- プレ印刷申請書の返送率は、誕生日毎に送った茨城県で13%、受け渡しが可能な医師会所属の会員に一斉送付した山梨県で19%。
- 委任状による住民票の代理取得は37%程度。



- 積極的介入をすれば発行数は増えることが実証されたが、返送率が著しく増加した訳ではない。そのため、プレ印刷申請書の送付をしつつ、更なる介入（各医師会への加えての協力依頼、個別電話・メール・追加ハガキ等）が求められる。
- 医師会だけでなく自治体の協力を得て行くことも普及策の一つとなる。
- 委任状による代理取得に関しては、費用がかかる仕組みのため、引き続き検討する。

今後、この結果を踏まえて、新たなる普及策も加えて全会員・医師に向けた発行を進める。その一環として、現在、病院による一括申請・一括交付を企画中。

病院での一括申請・一括交付(案)



【申請時の書類】

1. 医師資格証発行申請書(顔写真貼付)
2. 医師免許証コピー
3. 身分証コピー(受取時は原本提示)
4. 住民票の写し原本(もしくは委任状)

※ いずれかの書類に旧姓が記載されている又は旧姓併記希望の場合は旧姓がわかる公的書類も合わせて提出。

5. (例) 戸籍謄(抄)本、全部(個人)事項証明書

姓名併記は旧姓と特別永住者の通名のみペンネーム・芸名等は併記不可

身分証(下記のいずれか1点)

- ① 日本国旅券(有効期限内のもの)
- ② 自動車運転免許証(有効期限内のもの)
- ③ 運転経歴証明書(平成24年4月1日以降発行のもの)
- ④ 住民基本台帳カード 写真付き(有効期限内のもの)
- ⑤ マイナンバーカード(有効期限内のもの)
- ⑥ 官公庁職員身分証(張替防止措置済み・写真付き)

【受取時の書類】

1. 受領確認用ハガキ(提出:要自署)
2. 身分証原本(提示)

医師資格証の発行推移

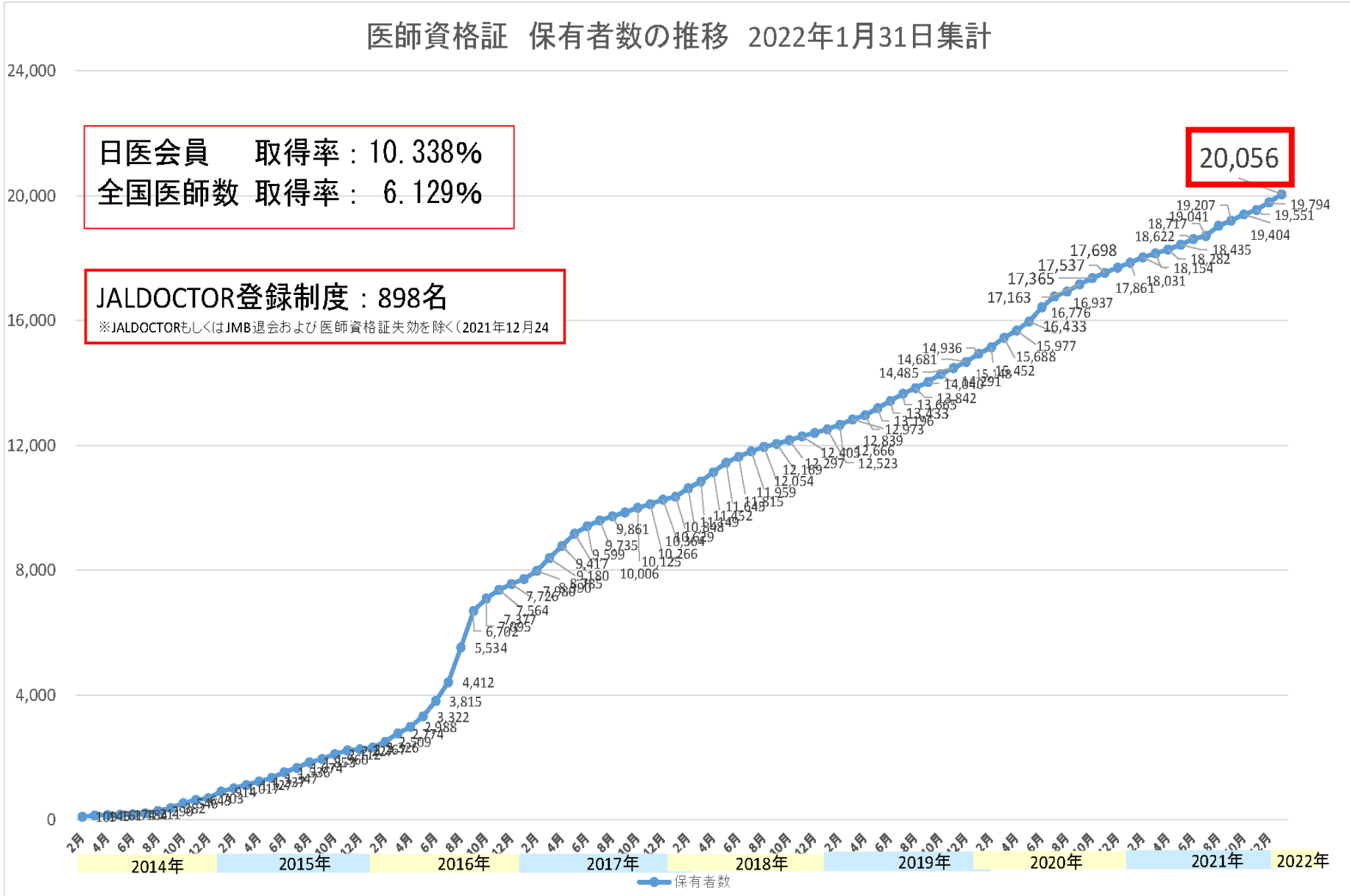
医師資格証 保有者数の推移 2022年1月31日集計

日医会員 取得率：10.338%
 全国医師数 取得率：6.129%

JALDOCTOR登録制度：898名

※JALDOCTORもしくはJMB退会および医師資格証失効を除く(2021年12月24)

20,056



Agenda

1. HPKIについて(改めて再確認)
2. 医師資格証について(日本医師会の取り組み)
3. その他

国家資格証明・確認の必要性（処方箋の例）

【医師法】

第22条 医師は、患者に対し治療上薬剤を調剤して投与する必要があると認めた場合には、患者又は現にその看護に当たっている者に対して**処方せんを交付しなければならない**。（以下、略）

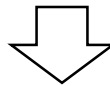
【医師法施行規則】

第21条 医師は、患者に交付する処方せんに、患者の氏名、年齢、薬名、分量、用法、用量、発行の年月日、使用期間及び病院若しくは診療所の名称及び所在地又は医師の住所を記載し、**記名押印又は署名しなければならない**。（以下、略）

【薬剤師法】

第23条 薬剤師は、**医師、歯科医師又は獣医師の処方せんによらなければ**、販売又は授与の目的で**調剤してはならない**。（以下、略）

第26条 薬剤師は、調剤したときは、その処方せんに、調剤済みの旨（その調剤によつて、当該処方せんが調剤済みとならなかつたときは、調剤量）、調剤年月日その他厚生労働省令で定める事項を記入し、かつ、**記名押印し、又は署名しなければならない**。



HPKI云々以前に、医師は処方箋を自ら処方したと証明する必要があり、薬剤師は医師等が処方したと確認できる処方箋でなければ調剤してはならない。また、そのことによって、双方が人命に係わる薬剤の取り扱いについて責務を負っている。

紙処方箋においては、その証明や責務に対して（三文判であったとしても）「記名押印又は署名」を用いている。従って、電子処方箋であっても、何らかの方法で医師が処方した処方箋であることを、医師側は証明、薬剤師側は確認しなくてはならない。HPKIに限らずとも、少なくとも電子署名をしないということであれば、新たにどこか（国やシステム運営主体者の支払基金等）がその責任を負う仕組みを作る必要があるのではないか？

電子署名の機能と意味

- 電子署名は、電子署名法第2条によるものであれば、第3条の真正な成立の推定項が成り立つ。HPKIやJPKIによる電子署名は、これらの条件を満たす電子署名である。
- また、電子署名に用いる電子証明書は、digitalSignature (デジタル署名) や nonRepudiation (否認防止) 等、使用目的が定められている。
- HPKIやJPKIの電子署名は、nonRepudiation (否認防止)として使用することになっている。
- これにより、当該署名者がHPKIやJPKIで対象データ等に署名をすれば、改ざんの検知だけでなく、当該データや内容に関して、否認できない (作成したと証明する)ことになる。
- これは、医療分野の電子情報の取り扱いで求められる、真正性※の確保を意味する。
※故意または過失による虚偽入力、書換え、消去及び混同を防止すること。作成の責任の所在を明確にすること。
- したがって、紙に押印が求められるものに対して電子署名をすることで、現実世界 (紙の世界) と同様に、署名者 (個人) が医療データに対する責任を明らかにするという意味を持つ。
- 責任の中には、医師等の資格者であることが証明できることも含まれる。
- 単に押印を電子署名に置き換えるというデジタルの話だけではなく、医師法等の資格法のあり方にも関わる。

以上